

国大協企画第189号
平成23年2月15日

独立行政法人
大学評価・学位授与機構長
平野 真一 殿

社団法人国立大学協会
会長 濱田 純一

大学機関別認証評価実施大綱及び大学評価基準の改訂案について（回答）

平成23年1月25日付け評学機構評1第65号にて照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

改訂案への意見について

	該当箇所	意見
1	実施大綱 1ページ 〔II 評価の基本的な方針〕	(1)に、「大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき…基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。」とあるが、「判断を中心とした評価」では判断基準に曖昧さを残すこととなるので、「判断による評価」とすべきではないか。
2	大学評価基準 13ページ 〔基準6 学習成果〕	世界的に教育成果を評価するときにラーニング・アウトカムを重視する流れにあり、我が国においても、中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて」(平成20年12月24日)において「学習成果」の重要性が強調されていることは承知しているところである。 「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念であることから、「学習成果」を評価する場合と、「教育成果」を評価している現行の評価では、評価観点や手法に違いがあるのではないか。「学習成果」に着目される場合には、現行の「教育成果」の評価観点との違い、又は同質性を明確に示されたい。 「個々の学生が達成した学習成果」を束ねて、全体としての大学の活動を評価するとなると、「大学の教育成果」を評価するとしたほうが適切と考えるが、いかがか。 また、基準7での「学習環境及び学生支援」で用いられている「学習」の概念との整合性はどのように整えられているか。
3	大学評価基準 15ページ 〔基準7 学習環境及び学生支援〕	基準7は、旧基準7(学生支援等)及び旧基準8(施設・設備)を統合したものであるが、「学習」と「教育」は見方や立場が違う概念である。また、研究成果を教育に反映することで高度な教育を実施することができることから、施設・設備は、学生の学習に資するためだけではなく、教員の研究活動にも資する必要があることから、施設・設備を「学習環境」と一括りとすることは、評価対象を適切に表した用語になっていないため、文言を再度検討されたい。
4	大学評価基準 21ページ 〔基準10 情報公開及び説明責任〕	あらたに、基準10として「情報公開及び説明責任」が位置づけられ、「趣旨」説明では、「これらの情報が適切に公表され、説明責任が果たされているかについて評価する」とされている。しかしながら、「基本的な観点」には「説明責任」の用語は入っておらず、趣旨と基本的な観点との間に齟齬があるのでないか。「情報が適切に公表されて」いれば、「説明責任が果たされている」と判断する、という立場であるか。 「基本的な観点」に求められている情報を公表していても、特定のステークホルダーの情報公開の要求に応えることができなければ、説明責任が果たされていないと判断され、大学としての基準が満たされていないと取られかねないが、いかがか。 示された「基本的な観点」はすべて情報公開に関する事項であることから、表題としては、「教育研究活動等についての情報公開」とすべきではないか。
5	その他	第1サイクルにおける「選択的評価事項」を第2サイクルにおいては、別に申請する評価として分離独立することとしているが、その内容等について早急に示されたい。